

平成20年11月28日

嘉麻市長 松岡 賛 様

嘉麻市行政改革推進審議会  
会長 山 崎 克 明

嘉麻市行政改革実施計画の実施状況について（答申）

平成20年10月3日付けで貴職から諮問のあった嘉麻市行政改革実施計画の実施状況について、本審議会において慎重に審議を行った結果に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

本市では、合併直後の破綻寸前の危機的財政状況等を踏まえ、「財政再建団体への転落を回避し、自立した自治体としての確固とした行財政基盤を構築する」ことを目的として、平成19年2月に策定した行政改革大綱及び行政改革実施計画に基づき、行政改革の取組みが実践されているところです。

審議会では、この具体的な取組み事項を定めた行政改革実施計画の平成20年6月1日現在における実施状況について、関係部署から説明及び資料提供等を受け、計5回にわたって審議を行いました。

その実施状況については、行政改革実施計画実施事項の140項目のうち、85項目が既に実施済み（一部実施済みを含む）であり、平成19年度の効果額については、目標額を53,600千円上回る771,629千円の効果があったとの説明でした。

こうした状況等から、審議会としては、これまでの行政改革の取組みについては、着実に実施されており、相応の効果が上がっていると評価をしております。

しかし、こうした評価の一方で、実施状況の中には、取り止めた事項や殆ど進んでいない事項なども散見され、また計画終了年度（平成22年度）の効果見込額が25%程度削減されたことなどを考慮すると、中長期の目標としている「自立した自治体としての確固とした行財政基盤を構築する」ことについては、その実現性に疑問を抱かざるを得ない状況も見受けられるところです。

本市の行政改革の取組みは、市の財政見込み等からも分るように、当面、財政再建団体への転落は回避されるとはいえ、平成28年度からの普通交付税合併優遇措置の段階的廃止に備え、計画的かつ着実に実施していかなければ、この時点での財政再生団体への転落のおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、市長におかれては、これまで以上にリーダーシップを発揮され、引き続きこの行政改革に職員一丸となって取り組まれることを強く期待いたします。

最後に、今回の実施状況に関する審議会意見について、総括的事項及び個別的事項として別紙のとおり取りまとめましたので、今後の取組みに活かされるよう要望いたします。

## 審議会意見

### 1. 総括的事項

#### (1) 実施状況の記載内容について

各実施事項の実施状況の記載内容では、「検討する期間」や「実施する時期」、また「何を実施するのか」が不明瞭な内容が見受けられたので、実施状況を検証できるように、検討期間や実施時期等を明記されたい。また、実施済みとされている実施事項についても、「なにを」、「いつから実施し」、「どのような効果があったのか」などを検証できるよう分かりやすい記述に努められたい。

#### (2) 実施課の明確化について

実施事項の中には、未だに実施課が明確になっていないものや、「うちの仕事ではない」といったセクショナリズムの典型とも思える記述があるので、こうしたことの無いよう速やかに対応されたい。

#### (3) 行政改革への取組み姿勢について

実施課の実施状況には、市の財政状況についての危機感が全く感じられないような内容のものが一部に見受けられるので、市長からの強い指導を要望する。特に、今次の行政改革の一つの柱ともいえる民間委託の推進が、あまり進展していない印象を受けるので、重点的に取り組まれたい。

#### (4) 効果額について

平成20年度以降の効果額については、当初計画見込額から大幅に削減されているが、今後の財政見通しを考えれば、当初計画の効果見込額に少しでも近づけるように、実施事項を追加するなど取組みを強化されたい。

### 2. 個別的事項

#### (1) No7 公共施設における税等収納事務の検討

収納対策課だけでは実施できないのであれば、収納対策本部に必要な権限を与えたうえで、収納対策本部が中心となって実施に向け検討を行っていただきたい。

#### (2) No18 インターネット公売の導入

実施の時期について見通しがたたとされているが、先進自治体等を参考に、公平性確保の観点からも計画期間内には必ず実施されたい。

#### (3) No19 滞納者に対する行政サービスの制限の実施検討

違法性等の懸念もあり、収納対策課だけの検討が困難であれば、収納対策本部及び収納法務特務班が中心となって、適法かつ有効な実施方法等について検討を行い、平成21年度中には一定の方向性を示されたい。

- (4) No26 地上デジタル放送開始に伴う施設利用有料化 (CATV 有料化)  
進展していないとなっているが、公平性確保及び受益者負担適正化の観点から、平成21年度からの有料化は着実に実施されたい。
- (5) No29 職員の公共施設駐車場利用料の導入  
導入の可否から検討すると回答されていたが、民間感覚から言えば、当然導入すべき事項であると考えられるため、平成21年度から実施されたい。
- (6) No84 時差勤務制の導入、No85 窓口時間の延長サービスの導入  
この取組みについては、市民ニーズやその実施方法等の調査・研究を行い、費用対効果等を十分に検証されたうえで慎重に対応されたい。
- (7) No109 ごみ収集業務の民間委託の検討 (※旧山田地区)  
実施を取り止めるとなっている事項であるが、その主な理由としている災害時などの突発的な事象への対応については、委託契約の仕様等を見直すことにより対応が可能と思われ、取り止める理由にはあたらないと考える。こうしたことから、本件については、民間活力の利用の観点等から、速やかに実施すべきであると考ええる。
- (8) No121 公共施設 (空きスペース) の有効活用  
「検討したが、希望する団体等無し」とされているが、この公共施設の空きスペースの利用については、郵便局や先進自治体等の例を参考に積極的に活用を図っていただきたい。
- (9) No122 学校給食運営の見直し  
実施内容では、配食サービスとも合わせた形で完全民営化の可能性についても調査研究を行うとしており、必要な検討機関を設置するなどして、平成21年度中には検討作業に着手されたい。
- (10) No123 一人一提案一改革の実施  
この職員提案の取組みについては、今回限りで終了とすることなく、今後もテーマを決めて実施するなどして、職員のアイデアや知識を積極的に活用されたい。
- (11) No136 「地域づくり交付金」(仮称) 制度の検討  
協働に関しての事務分掌が不明確とされているが、事務分掌を明確にされ、速やかに当該実施事項に着手されたい。